

## 登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。  
適用拡大登録年月日：2021年11月24日

### 記

#### 1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第24371号

名称：ブーンパディート箱粒剤

#### 2. 変更の内容

農薬登録申請書第6項「農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法」中、以下を変更し、別紙1【変更後】のとおりとする。

- ①作物名「稲(箱育苗)」の使用時期「は種時(覆土前)」に適用病害虫名「苗腐敗症(もみ枯細菌病菌)」を追加する。
- ②作物名「稲(箱育苗)」の使用時期「移植当日」に適用病害虫名「穂枯れ(ごま葉枯病菌)、内穎褐変病」を追加する。
- ③作物名「稲(箱育苗)」に使用量「高密度には種する場合は1kg/10a(育苗箱(30×60×3cm、使用土壌約5L)1箱当り50~100g)」を追加する。

#### 3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容 農薬登録申請書第7項「農薬の使用上の注意事項」のうち、3)を変更、4)を追加し、 以降を繰り下げ、別紙2【変更後】のとおりとする。

##### 【変更前】

- 3) 育苗箱の土壌表面が乾燥していて苗を田植え機にのせる際、薬剤が落下するおそれがある場合は散布後葉に付着した薬剤を払い落とした後軽く灌水すること。

##### 【変更後】

- 3) 苗を田植え機にのせる際、育苗箱の土壌表面が乾燥している場合は薬剤が落下するおそれがあるため、散布後に葉に付着した薬剤を払い落とした後軽く灌水すること。

##### 【追加】

- 4) 育苗箱(30×60×3cm、使用土壌約5L)1箱当りに乾粒として200から300g程度を高密度には種する場合は、10a当りの育苗箱数に応じて、本剤の使用量が1kg/10aまでとなるよう、育苗箱1箱当りの薬量を50から100gまでの範囲で調整すること。

6. 農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法  
【変更後】(変更する作物のみ抜粋)

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法
<u>稲</u> (箱育苗)	いもち病 イネミズウムシ イネトオムシ	育苗箱 (30×60×3cm、 使用土壌約 5L) 1 箱当り 50g	は種前	1 回	育苗箱の床土又は覆土 に均一に混和する。
	<u>苗腐敗症</u> (もみ枯細菌病菌)	育苗箱 (30×60×3cm、 使用土壌約 5L) 1 箱当り 50g <u>高密度には種する</u> <u>場合は 1kg/10a</u> <u>(育苗箱(30×60×3cm、</u> <u>使用土壌約 5L)</u> <u>1 箱当り 50~100g)</u>	<u>は種時</u> ( <u>覆土前</u> )		
	いもち病 イネミズウムシ イネトオムシ	育苗箱 (30×60×3cm、 使用土壌約 5L) 1 箱当り 50g <u>高密度には種する</u> <u>場合は 1kg/10a</u> <u>(育苗箱(30×60×3cm、</u> <u>使用土壌約 5L)</u> <u>1 箱当り 50~100g)</u>	は種時 (覆土前) ~移植当日		育苗箱の上から 均一に散布する。
	白葉枯病 もみ枯細菌病 <u>穂枯れ</u> ( <u>ごま葉枯病菌</u> ) <u>内穎褐変病</u> ヒメヒゲウカ ツマグロヨコバイ フタホシコヤガ ニカメイトウ コブノメイガ イネツトムシ イネヒメハモク リハエ イコノ類	育苗箱 (30×60×3cm、 使用土壌約 5L) 1 箱当り 50g <u>高密度には種する</u> <u>場合は 1kg/10a</u> <u>(育苗箱(30×60×3cm、</u> <u>使用土壌約 5L)</u> <u>1 箱当り 50~100g)</u>	<u>移植当日</u>		

シアントラニプロールを含む農薬の総使用回数	ジクロロベンチアゾックスを含む農薬の総使用回数
1 回	1 回

## 別紙 2

### 7. 農薬の使用上の注意事項

#### 【変更後】

- 1) 本剤を床土または覆土に混和処理する場合、処理後速やかに使用すること。また、本剤を処理した床土または覆土を放置しないこと。
- 2) 所定量を育苗箱中の苗の上から均一に散布すること。なお、葉に付着した薬剤は軽く払い落とすこと。
- 3) 苗を田植え機にのせる際、育苗箱の土壌表面が乾燥している場合は薬剤が落下するおそれがあるため、散布後に葉に付着した薬剤を払い落とす後軽く灌水すること。
- 4) 育苗箱 (30×60×3cm、使用土壌約 5L) 1箱当りに乾糞として 200 から 300g 程度を高密度には種する場合は、10a 当りの育苗箱数に応じて、本剤の使用量が 1kg/10a までとなるよう、育苗箱 1箱当りの薬量を 50 から 100g までの範囲で調整すること。
- 5) 軟弱徒長苗、むれ苗または苗の生育が不良な場合には、薬害を生じるおそれがあるので注意すること。
- 6) 側条施用をする場合は、粒剤が均一に散布できる施用装置を装着した田植機を使用すること。
- 7) 本田の整地が不均整な場合は薬害を生じやすいので、代かきはていねいに行い、移植後に田面が露出しないように注意すること。
- 8) いぐさ栽培予定水田では使用しないこと。また、本剤を処理した稲苗を移植した水田及び隣接した水田ではいぐさを栽培しないこと。
- 9) きく等の他作物に影響を及ぼす場合があるので、薬剤が育苗箱からこぼれ落ちないように処理を行うこと。また、土壌全面に不透水性無孔シートを敷くなど、薬剤処理後の灌水による土壌への浸透をさけること。
- 10) 本剤の使用に当っては使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以上